

令和 8 年度後期高齢者医療制度ガイドブックの 2 ページ目への追記について

■令和 8 年 8 月以降の「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の交付について

マイナ保険証を基本とする仕組みでは、マイナ保険証の保有者に対し自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」を交付することとなっていますが、令和 8 年 7 月末までの間は、暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書をすべての方に交付しております。

令和 8 年 8 月から、国の方針を踏まえ、資格確認書及び資格情報のお知らせの交付については以下のとおりとなります。

① 資格確認書が交付される方

○ 85 歳以上のすべての方（※令和 8 年 8 月 2 日以降に、85 歳を迎える方は次頁を参照してください）

・マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付します。

○ 84 歳以下の方で次に該当される方

・マイナンバーカード又はマイナ保険証をお持ちでない方や、マイナポータルの自己情報閲覧が出来ない方（DV の要支援者等）

・マイナ保険証での受診が困難で、資格確認書の継続交付を希望する申請をしたことがある方

・マイナ保険証を普段から利用していない方

※マイナ保険証を普段から利用しているかどうかは、次の「② 資格情報のお知らせが交付される方」をご覧ください。

資格確認書を交付（申請は不要です）

② 資格情報のお知らせが交付される方

○ 84 歳以下の方で、マイナ保険証を普段から利用している方

※普段から利用している方とは、次の条件を全て満たす方です。

1. 直近 1 年間でマイナ保険証を 6 回以上利用している。

2. 概ね直近 3 か月以内にマイナ保険証の利用実績がある。

※データの抽出時点により、資格情報のお知らせではなく資格確認書が交付される場合があります。

（次頁に続きます）

85歳以上の方	・すべての方へ「資格確認書」を交付します。
84歳以下の方	・マイナ保険証を普段から利用していない方や マイナ保険証での受診が困難な方など →「資格確認書」を交付します。
	・マイナ保険証を普段から利用している方 →「資格情報のお知らせ」を交付します。

■資格情報のお知らせが交付された方へ

普段からマイナ保険証を利用している方に「資格情報のお知らせ」を交付します。「資格確認書」は交付されませんので、医療機関等への受診は「マイナ保険証」を利用してください。

「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等において保険診療は受けることができません。医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」を提示することで、保険診療を受けることができます。「資格情報のお知らせ」は、右下部分が切り取りできますので、マイナ保険証と一緒にお持ちください。

なお、容態の変化などで、マイナ保険証での受診が困難になった場合は、お住まいの市区町村へ申請することで資格確認書を交付いたします。一度申請していただければ、今後、有効期限の更新時に継続して資格確認書を交付します。

■令和8年8月2日以降に、85歳を迎える方へ

令和8年7月31日有効期限の資格確認書に代わる新たな資格確認書の送付は、令和8年8月1日時点で85歳以上の方へ資格確認書を交付しますが、令和8年8月2日以降に、85歳を迎える場合は、その85歳を迎えたタイミングでは資格確認書は交付しません。85歳を迎えた後に、負担割合などが変更になった際は資格確認書を交付します。

■令和8年8月1日からの「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の交付について、千葉県後期高齢者医療広域連合のホームページにも情報を掲載しています。



千葉県後期高齢者医療広域連合ホームページ

「令和8年8月1日から使用する資格確認書等の交付について」

「令和８年度 後期高齢者医療制度ガイドブック」変更箇所

1. 令和８年厚生労働省告示第６６号により、令和８年６月１日から入院時食事代等が変更されます。変更後は、ガイドブック１２ページの表が以下のように変更されます。

入院時の食事代について、令和８年６月１日より次のとおり変更されます。

所得区分 食事代は１食当たり、 居住費は１日当たり の金額		療養病床以外 〔入院時食事〕 療養費の支給		療養病床 〔入院時生活〕 療養費の支給		医療の必要性が 高い場合	
		食事代		食事代	居住費	食事代	居住費
現役並み所得者・一般		５５０円 ^{※２}		５５０円 ^{※３}		５５０円 ^{※２} ※３	
非課税世帯 市町村民税	区分Ⅱ	２７０円				２７０円	
	長期入院該当 ^{※１}	２２０円		２７０円	４３０円	２２０円	※４ ４３０円
	区分Ⅰ ^{※５}	１３０円		１６０円		１３０円	

※１ 長期入院該当の認定には、申請が必要です。申請月から過去１２か月の区分Ⅱの入院日数が９１日（後期高齢者医療制度に加入する前の保険分も含む。）以上となった場合、申請月の翌月から該当します。（➡１８ページ）

※２ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は３３０円

※３ 一部医療機関では５１０円

※４ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は０円

※５ 老齢福祉年金受給者の療養病床入院時食事代は１３０円、居住費は０円

2. 令和8年8月1日から区分Ⅰに該当する基準が変更される予定です。変更後は以下のとおりとなります。なお、今後、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正審査過程により、下記改正内容に変更が生じる可能性があります。改正内容に変更があった際は、改めてガイドブックの変更について千葉県後期高齢者医療広域連合のホームページでお知らせします。

ガイドブック 11ページ(1割の区分Ⅰの欄)

・市町村民税非課税世帯で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額 80.67 万円として計算。また、給与所得の金額から10万円を控除して計算)が0円となる方



・市町村民税非課税世帯で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額 82.65 万円として計算。また、給与所得の金額から10万円を控除して計算)が0円となる方

※所得区分について、千葉県後期高齢者医療広域連合のホームページにも情報を掲載しています。



千葉県後期高齢者医療広域連合ホームページ
「所得区分について」